

平成29年度

# 緑化助成事業ガイドブック



公益財団法人 みどりをはぐくむパートナー

福岡市緑のまちづくり協会  
Fukuoka City Greenery Association



## 目 次

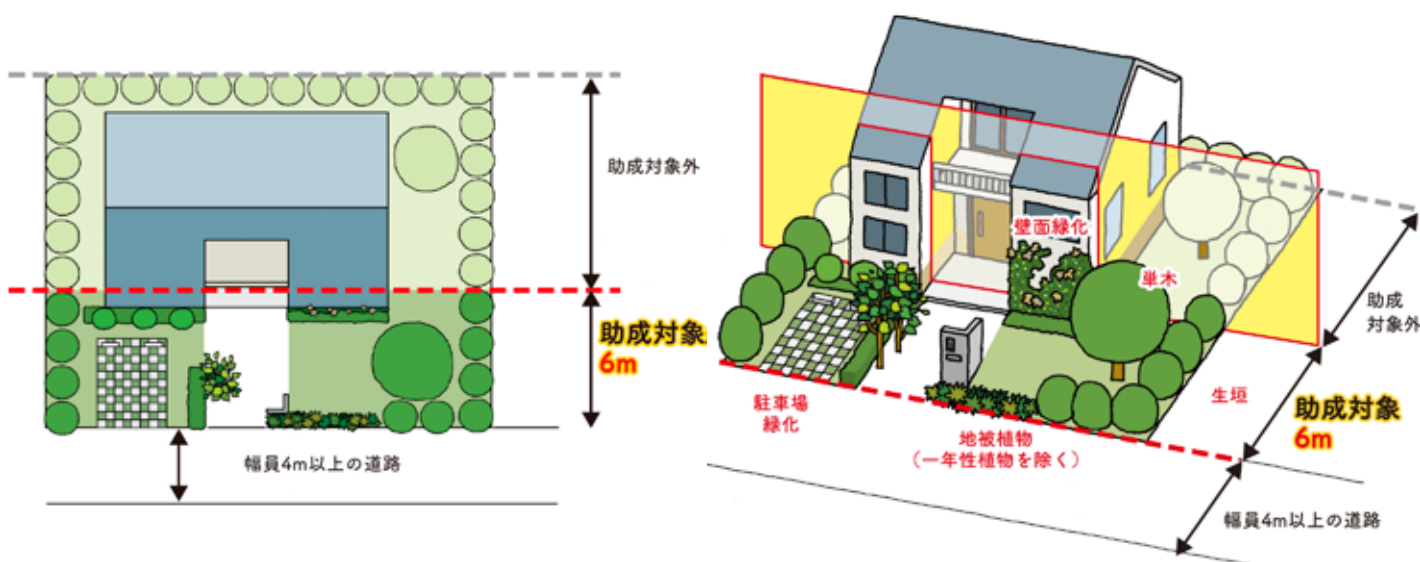
1. 緑化助成事業とは .....	1
2. 緑化助成対象の基本的な考え方 .....	3
3. 緑化面積算出の基本的な考え方 .....	6
4. 維持管理の報告について .....	8
5. 確認用チェックリスト .....	8
6. 手続きの流れ .....	9
7. 申請書類 .....	10

# 1. 緑化助成事業とは

緑化助成事業は、緑あふれる街並みの形成を目的として、道路から見える緑化の施工費用の一部を（公財）福岡市緑のまちづくり協会が助成する事業です。

## （1）助成の対象

- ・ **道路**（幅員4m以上の公衆用道路）**から見え**、かつ**道路境界から6m以内の場所に施される緑化**であること。（**道路から見える緑化**についてはP.4をご参照ください）
- ・ **緑化面積5㎡以上新たに行う緑化**であること。（**緑化面積の算出**についてはP.6-7をご参照ください）
- ・ 緑化する植物は健全なものであること。
- ・ 一年性植物や野菜類は含みません。



## （2）助成の条件

- **福岡市内の私有地**で、（現況）地目が**宅地**であること。所有権、地上権等の権限を有する土地または管理者の同意を得た土地であること。ただし、緑化工法、緑化資材、住宅展示等の営業、建築物等の販売を目的とした緑化事業は除きます。
- **申請前に緑化工事が未着工**で、平成30年3月23日までに緑化工事完了及び事業実績報告書の提出ができるもの。
- 本助成事業以外に緑化に関する助成を受けていないこと。
- 法令等により緑化を義務づけられている場合は、その基準を超える部分の緑化を助成の対象とします。
- 同一の敷地において、すでに本助成事業を受けた者には、助成金を交付しません。
- 事業完了後、最低5年間は良好な樹木等の育成管理に努め、撤去してはなりません。

## (3) 助成金額

道路境界から6mの範囲内の緑化施工費用の1/2に相当する金額を助成します。

(千円未満は切り捨て)

ただし緑化面積1㎡当たり1万円を限度とします。

助成金の上限は20万円です。

※既存のものを流用する場合の材料費や工事を申請者自らが行う場合の工事費は対象外。

※道路境界から6m以内の既存緑化の移植は対象外。

### ■ 助成対象となる緑化施工費用

- ① 植物及び土壌、肥料、支柱等の材料費
- ② 緑化工事費
- ③ 壁面緑化の誘引資材及び灌水施設等の材料費及びその工事費
- ④ ①から③を対象とする諸経費

## (4) 申請受付期間

平成29年4月1日～平成30年2月15日

※平成30年3月23日までに緑化工事完了及び事業実績報告書の提出ができるものに限りです。

※予算の範囲を超えた時点で受付を締め切ります。

## 2. 緑化助成対象の基本的な考え方

### (1) 地上緑化

地上において行う緑化をいいます。

- ア. 使用する植物は**樹木及び地被植物**とします。
- イ. 植栽基盤と道路との間に**※構造物**がある場合、**道路から構造物の天端までの高さが1.5m以下**でなければ助成対象になりません。  
**樹木で緑化**する場合、**植栽基盤から構造物の天端までの高さが樹高の半分以下**でなければ助成対象になりません。  
**地被植物で緑化**する場合は、**植栽基盤から構造物の天端までの高さが0.2m以下**でなければ助成対象になりません。  
(イに関しては、P. 4「構造物がある場合の注意点」をご参照ください)
- ウ. **可動式植栽基盤は対象外**とします。

※**構造物**とは

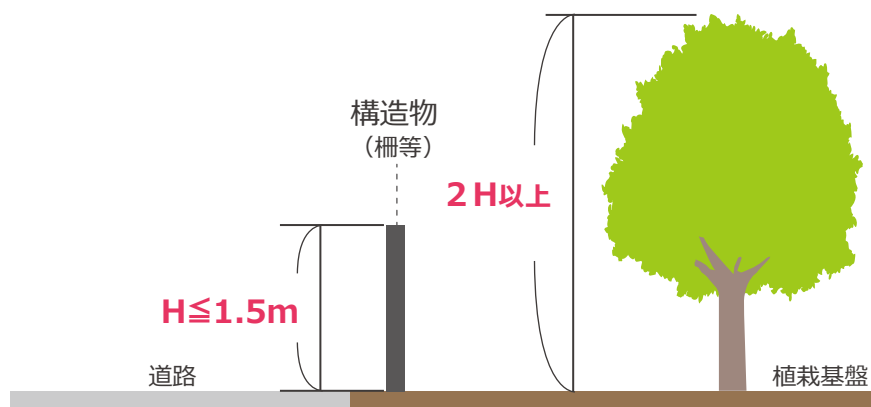
本事業において構造物は、道路と植栽された植物の間に設置されるブロック塀や擁壁等、**道路から植物を見た場合に、植物を完全に隠してしまうもの**をいいます。

道路側から無理なく植物等が見通せ、植物を隠さない状態で設置される格子柵（正面から見た時の透過率が50%以上）等は含みません。

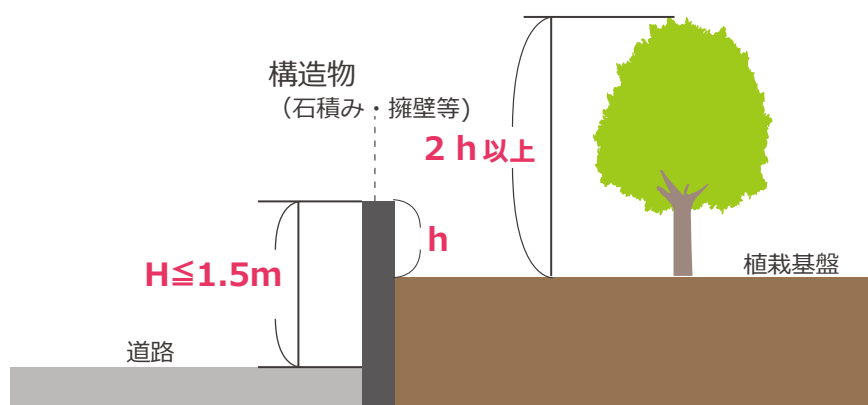
## ■ 道路から見える緑化 ～構造物がある場合の注意点～

- 植栽基盤と道路との間に構造物がある場合、道路から構造物の天端までの高さが**1.5m以下**でなければなりません。
  - 樹木で緑化する場合、植栽基盤から構造物の天端までの高さが樹木の樹高の半分以下でなければなりません。
  - 地被植物で緑化する場合は、植栽基盤から構造物の天端までの高さが**0.2m以下**でなければなりません。
- ※ 透過率50%以上のフェンスは構造物に含みません。

### 植栽基盤が道路と同じ高さの場合



### 植栽基盤が道路より高い場合



### 地被植物を使用する場合



## (2) 壁面緑化

壁面において行う緑化で、登はん型、下垂型、壁面基盤型の3種とします。

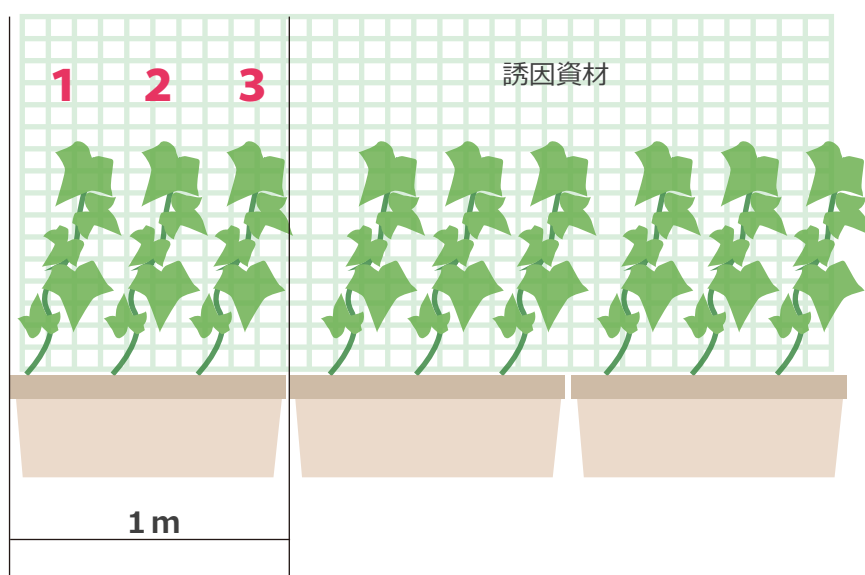
ア. 登はん型、下垂型は、多年性つる性植物を1m当たり3本以上列植する場合に限りませう。

イ. 壁面基盤型は、基盤面積の3分の1以上緑化する場合に限りませう。

ウ. 植栽基盤として可動式植栽基盤（容量50リットル以上）の使用も可能とします。

登はん型、下垂型

1 mあたり3本以上植栽すること



### 3. 緑化面積算出の基本的な考え方

#### (1) 地上緑化

緑化面積は以下に定める方法で算出します。

※簡易に算出した緑化面積と現地の状況が著しく異なる場合には、別途現地の状況を勘案して算出します。

※複数の緑化が重なる部分についてはP.7上段の方法で算出します。

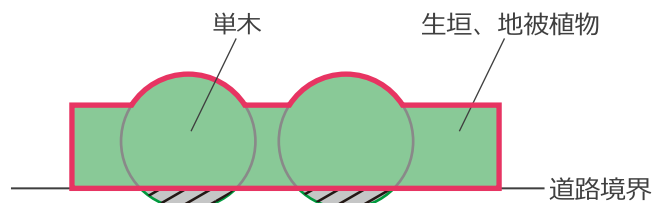
<p>■ <b>樹高0.4m以上の樹木の緑化 (単木)</b></p>	<p>緑化面積は緑化時の樹冠投影面積とし、下表により算出します。</p>		
	緑化時の樹高	緑化面積	備考
	3.0m以上	3.0㎡	<p>※タケ類等の樹高に比べて樹冠投影面積が著しく小さい場合は、基本的に直下の樹高規格の面積で算出します。</p>
	2.0m以上 3.0m未満	1.5㎡	
	1.0m以上 2.0m未満	0.5㎡	
0.4m以上 1.0m未満	0.2㎡		
<p>■ <b>樹高0.4m未満の樹木の緑化 (単木)</b> ■ <b>地被植物の緑化</b></p>	<p>植栽基盤の面積を基本として緑化面積を算出します。 株物・ポット物の場合は、<b>1株当たり0.04㎡</b>で算出します。</p>		
<p>■ <b>生垣状</b> (緑化時の樹高1.0m以上の樹木を間隔0.5m以内で列植したものの) <b>緑化</b></p>	<p><b>緑化面積 (㎡) = 緑化延長 (生垣の長さ) × 1m</b></p> 		
<p>■ <b>駐車場を地被植物で緑化する場合</b></p>	<p>地被植物で緑化した面積が駐車場の面積の<b>3分の1以上</b>の場合 <b>緑化面積 = 駐車場の面積</b> 地被植物の保護材も緑化面積に含み、保護材も助成対象となります。</p>		
	<p>地被植物で緑化した面積が<b>3分の1に満たない</b>場合 <b>緑化面積 = 地被植物の面積のみ</b> 地被植物の保護材は緑化面積に含まず、保護材も助成対象となりません。</p>		



## 複数の緑化が重なる部分の緑化面積の算出方法

- 単木で緑化する樹木は、緑化時の樹高に応じて、下表に示す直径の樹冠をもつものとみなします。
- 生垣は幅1mとして算出します。
- **複数の緑化が重なった部分は重複して計上することができません。**  
重複部分の面積は図上で判断するものとし、簡易に1/4、1/2、3/4、1のいずれか近い値で算出します。
- **敷地の外にはみ出た部分は計上できません。**

緑化時の樹高	樹木の直径Φ
0.4m以上1.0m未満	0.5m
1.0m以上2.0m未満	0.8m
2.0m以上3.0m未満	1.4m
3.0m以上	2.0m



○で囲った部分の面積を緑化面積とします。

## (2) 壁面緑化

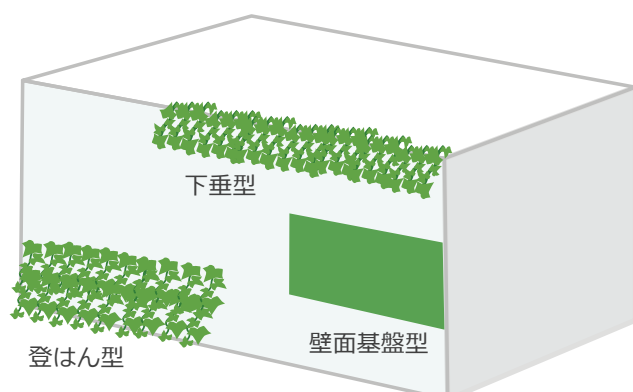
### ■ 登はん型 下垂型

**緑化面積 = 緑化延長 × 1m**

- ・ 緑化時に高さが1mに満たないもの、1mを超える場合も一律1mを乗じます。
- ・ 壁面緑化の延長が建築物壁面の延長を超える場合は、建築物壁面の延長を上限として算出します。

### ■ 壁面基盤型

**緑化面積 = 壁面基盤型の面積**



## 4. 維持管理の報告について

---

- **事業完了後、最低5年間は良好な樹木等の育成管理に努め**、撤去してはなりません。
- 事業完了後5年間のうちに、やむを得ず助成事業により整備した樹木等を維持管理できなくなった場合は、速やかにその旨を届け出たうえで、助成事業により整備した樹木等と同等以上の緑化面積を確保していただきます。
- 事業実施年度から5年後の年度末に維持管理報告書により助成事業により整備した樹木等の維持管理状況について、報告していただきます。

## 5. 確認用チェックリスト

---

- 幅員4m以上の道路に面していますか？
- 緑化工事は未着工ですか？
- 3月23日までに緑化工事の完了及び報告書の提出ができますか？
- 道路から見える緑化が対象ですか？（p.4参照）
- 緑化面積は5㎡以上ありますか？
- 見積者の押印付の見積書がありますか？
- 緑化計画図に以下の記載がありますか？

方位、道路境界・道路幅員・隣地境界、緑化の位置・種類・樹高等の規格  
植栽基盤（土壌等）と道路との間に構造物（塀・擁壁等）がある場合、道路から構造物の  
天端までの高さ

**確認されましたら必要書類をそろえて、申請してください。**

申請先（郵送または持参）

〒814-0001

福岡市早良区百道浜2-3-26

（公財）福岡市緑のまちづくり協会 みどり課 緑化助成担当

## 6. 手続きの流れ

### 申請者の手続き等

#### 申請手続き

必要書類(P.10参照)をそろえて、協会まで持参または郵送してください。

- **申請時に未着工で、3月23日までに工事完了及び報告書の提出が条件です。**
- 緑化施工見積書は概算ではなく、内容を十分精査してください。

#### 緑化工事

- **緑化工事は、「助成金交付決定通知書」が届いてから着工してください。**

助成金交付決定後、事業内容を変更する場合は、「事業内容変更承認申請書」を提出してください。

#### 実績報告

緑化工事終了後、「事業実績報告書」を提出してください。

様式は「助成金交付決定通知書」と一緒に郵送します。

提出は郵送でかまいません。

#### 請求書提出

助成金受取りのために、協会に請求書（協会指定様式）を提出してください。

様式は「助成金交付決定通知書」と一緒に郵送します。

提出は郵送でかまいません。

#### 維持管理

事業完了後、最低5年間は適切な維持管理を行っていただく必要があります。やむを得ず助成事業により整備した樹木等を維持管理できなくなった場合は、同等以上の緑化面積を確保しなければなりません。

### (公財)福岡市緑のまちづくり協会の 手続き等

#### 調査・交付決定通知

工事着手前の現地調査及び書類審査を行います。（4週間程度かかります）

審査後、「助成金交付決定通知書」を郵送します。

#### 現地確認・確定通知

緑化後の現地調査を行います。（実績報告書と現地の数量に不足がないかを確認）

現地調査終了後、「助成金確定通知書」を郵送します。

#### 助成金交付

指定の銀行口座に助成金を振り込みます。交付日は決まり次第お知らせいたします。

## 7. 申請書類

---

記入に際しては記入例を参考にしてください。

### ● 申請時

- ・ 助成金交付申請書 (様式第1号)
- ・ 緑化面積算定表 (様式第1-2号)
- ・ 予算書 (様式第1-3号) (消費税込みの金額を記入してください)
- ・ 役員一覧 (様式第1-4号) (法人として申請する場合は添付してください)
- ・ 付近見取図 (方位、道路及び目標となる地物を示してください)
- ・ 敷地所有者が確認できる書類
- ・ 緑化計画図 (以下の項目を示してください)  
方位、道路境界・道路幅員・隣地境界、緑化の位置・種類・樹高等の規格  
植栽基盤(土壌等)と道路との間に構造物(塀・擁壁等)がある場合、道路から構造物の天端までの高さ
- ・ 緑化施工費用見積書の写し (見積者の押印付・植物材料費、工事費等の内訳がわかるもの)
- ・ 申請者と事業の実施場所の所有者が異なる場合、当該所有者の承諾書

### ● 変更時

- ・ 事業内容変更承認申請書 (様式第3号)
- ・ 緑化面積算定表 (変更後) (様式第3-2号)
- ・ 予算書 (変更後) (様式第3-3号)

### ● 工事完了時

- ・ 事業実績報告書 (様式第5号)
- ・ 現況写真

### ● 請求書提出時

- ・ 請求書 (協会指定様式)
- ・ 通帳のコピー

### ● 助成事業者変更時

- ・ 助成事業者変更承認申請書 (様式第9号)

### ● 事業実施年度から5年後の年度末

- ・ 維持管理報告書 (様式第8号)
- ・ 現況写真